

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【公開番号】特開2017-151382(P2017-151382A)

【公開日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2016-36079(P2016-36079)

【国際特許分類】

G 09 F	9/00	(2006.01)
H 05 B	33/02	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/10	(2006.01)
H 05 B	33/04	(2006.01)
G 09 F	9/30	(2006.01)

【F I】

G 09 F	9/00	3 4 2
H 05 B	33/02	
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/10	
H 05 B	33/04	
G 09 F	9/30	3 6 5
G 09 F	9/00	3 4 8 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月28日(2017.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板の上に、柔軟性を有し前記基板に接着するシート基材と、表示領域に位置する複数の画素の各々が備える発光層と、前記発光層を覆う封止層と、を含む積層体が形成された構造体を用意する工程と、

平面的に見て前記表示領域とは重疊しない遮光領域を前記基板に形成する遮光工程と、前記遮光工程よりも後に、前記基板の前記シート基材が接していない側に光を照射する照射工程と、

前記照射工程よりも後に、前記基板を前記シート基材から剥離する剥離工程と、を含むことを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項2】

請求項1に記載された表示装置の製造方法において、

前記剥離工程よりも前に、前記表示領域と前記遮光領域との間で前記積層体が除去された第1の仕切り線を設ける第1仕切り工程を更に含むことを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項3】

請求項2に記載された表示装置の製造方法において、

前記照射工程よりも前に、前記積層体の前記基板が配置される側とは反対側に保護フィルムを貼り付ける貼付工程を更に含み、

前記保護フィルムは、平面的に見て、前記表示領域を覆い、且つ前記第1の仕切り線を越えて前記遮光領域に伸びていることを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項4】

請求項2に記載された表示装置の製造方法において、

前記剥離工程よりも前に、前記表示領域と前記遮光領域との間であって、且つ前記第1の仕切り線よりも前記遮光領域に近い位置に、前記積層体が除去された第2の仕切り線を設ける第2仕切り工程と、

前記剥離工程よりも後に、前記第1の仕切り線と前記第2の仕切り線との間で前記積層体を切断する切断工程と、を更に含むことを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項5】

請求項4に記載された表示装置の製造方法において、

前記剥離工程よりも前に、前記積層体の前記基板が配置される側とは反対側に保護フィルムを貼り付ける貼付工程を更に含み、

前記保護フィルムは、平面的に見て、前記表示領域を覆い、且つ前記第2の仕切り線を越えて前記遮光領域に伸びていることを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項6】

請求項1から請求項5の何れか1項に記載された表示装置の製造方法において、

前記遮光領域は、前記表示領域を挟んで互いに向き合う少なくとも2つの領域を有することを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項7】

請求項1から請求項6の何れか1項に記載された表示装置の製造方法において、

前記表示領域は、平面的に見て略矩形に構成されており、

前記遮光領域は、平面的に見て前記表示領域の少なくとも1辺に沿って伸びる領域を有することを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項8】

請求項1から請求項7の何れか1項に記載された表示装置の製造方法において、

前記シート基材にフラットケーブルを取り付ける取付工程を更に含み、

前記遮光領域は、平面的に見て、前記フラットケーブルが取り付けられる領域とは重疊しないことを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項9】

可撓性を有するシート基材と、

前記シート基材の上に設けられ、表示領域に位置する複数の画素と、

前記複数の画素の各々に備えられる複数の発光層と、

前記発光層の上に位置し、前記発光層を覆う封止層と、

前記シート基材の端部と前記表示領域との間に位置し、前記シート基材と前記封止層とが存在しない溝と、を有することを特徴とする表示装置。

【請求項10】

請求項9に記載された表示装置において、

保護フィルムが、前記シート基材の前記封止層とは反対側に位置し、

前記溝は前記保護フィルムの上に位置することを特徴とする表示装置。

【請求項11】

請求項9又は請求項10に記載された表示装置において、

前記表示領域は4つの辺を有し、

前記溝は前記4つの辺の内の3つの辺に沿って、連続して延びることを特徴とする表示装置。

【請求項12】

請求項9から請求項11の何れか1項に記載された表示装置において、

前記シート基材の前記端部は、第1の辺と第2の辺と第3の辺と第4の辺とを含み、

前記溝は、前記第1の辺と前記第2の辺と前記第3の辺とに沿って、連続して延びることを特徴とする表示装置。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載された表示装置において、
前記溝は、前記第 4 の辺と交差することを特徴とする表示装置。

【請求項 1 4】

請求項 9 から請求項 1 3 の何れか 1 項に記載された表示装置において、
前記シート基材と対向する第 2 シート基材を有し、
前記溝は、平面的に見て、前記第 2 シート基材の端部と前記表示領域との間に位置し、
前記第 2 シート基材は、平面的に見て前記溝と重なる領域には、位置しないことを特徴
とする表示装置。